

雇 児 育 発 0 3 3 1 第 6 号  
平 成 2 4 年 3 月 3 1 日

各都道府県児童手当主管部（局）長 殿

厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局育成環境課長

地方公共団体における児童手当関係歳入歳出予算の科目について

児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）が本日公布され、平成24年4月1日から施行することとなったところです。

市町村及び都道府県において、児童手当関係予算の科目を定められる場合の参考として、別紙（1）「市町村における児童手当歳入歳出予算科目例」及び別紙（2）「都道府県における児童手当歳入歳出予算科目例」を送付いたしますので、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

これに伴い、「地方公共団体における児童手当関係歳入歳出予算の科目について」（昭和46年10月8日児手第24号児童手当課長通知）は廃止します。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものです。

おって、この件については、総務省と協議済ですので、念のため申し添えます。

別紙

(1) 市町村における児童手当歳入歳出予算科目例

	事 項	款	項	目	節	説 明
歳 入	児 童 手 当 〔 国庫支出 金分 〕	国庫支出金	国庫負担金	民生費国庫 負担金	児童手当国庫負担 金	
	児 童 手 当 〔 都道府県 負担金分 〕	都(道府県)支 出金	都(道府県) 負担金	民生費都 ( 道 道府県)負担 金	児童手当都(道府 県)負担金	
歳 出	児 童 手 当 (職員分)	〔それぞれの 費目に計上〕	(同 左)	(同 左)	職 員 手 当 等	児 童 手 当
	児 童 手 当 〔 市町村受 給者分 〕	民 生 費	児童福祉費	児童措置費	扶 助 費	児 童 手 当 費

(2) 都道府県における児童手当歳入歳出予算科目例

	事 項	款	項	目	節	説 明
歳 出	児 童 手 当 (職員分)	〔それぞれの 費目に計上〕	(同 左)	(同 左)	職 員 手 当 等	児 童 手 当
	児 童 手 当 〔 市町村に 対する負 担金分 〕	民 生 費	児童福祉費	児童措置費	負担金, 補助及び 交付金	児童手当負担金